（平成二十八年総務省告示第四百三十九号の一部訂正）

第二条　平成二十八年総務省告示第四百三十九号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前					
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
日本のこころを大切にする党	支部の数	三四	三五	（届出年月日平成二十八年七月八日）	日本のこころを大切にする党	支部の数	三五	三六	（届出年月日平成二十八年七月八日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三四	三五			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五	三六	
［略］					［同上］				
民進党	支部の数	五四〇	五三六	（届出年月日平成二十八年七月二十八日）	民進党	支部の数	五四一	五三七	（届出年月日平成二十八年七月二十八日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五四〇	五三六			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五四一	五三七	
［略］					［同上］				
民進党	支部の数	五三七	五四〇	（届出年月日平成二十八年十月五日）	民進党	支部の数	五三八	五四一	（届出年月日平成二十八年十月五日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三七	五四〇			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三八	五四一	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（平成二十九年総務省告示第七十二号の一部訂正）

第三条　平成二十九年総務省告示第七十二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前					
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
民進党	支部の数	五三六	五三七	（届出年月日平成二十九年一月十一日）	民進党	支部の数	五三七	五三八	（届出年月日平成二十九年一月十一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三六	五三七			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三七	五三八	

備考　表中の［　］の記載は注記である。